(a)　当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b)　当該届出に係る外国信託受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第３項第３号の規定により当該届出に係る外国信託受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る外国信託受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

⑺　発行（売出）価額の総額

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨注記すること。

⑻　発行（売出）価格

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

⑼　引受け等の概要

元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。

⑽　その他

ａ　申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の信託財産の振替その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。

ｂ　当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該届出に係る外国信託受益証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。

⑾　新規発行外国社債（短期外債を除く。）

企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「記載上の注意」⑸に準じて記載すること。

⑿　新規発行短期外債

企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「記載上の注意」⑺に準じて記載すること。

⒀　売出外国社債

企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「記載上の注意」⑶に準じて記載すること。

⒁　売出外国社債の条件

企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「記載上の注意」⑷に準じて記載すること。

⒂　信託財産の沿革

設定経緯、基本的性格の変更、当該届出に係る外国信託受益証券（外国信託社債券）の金融商品取引所への上場等主な変遷について記載すること。

⒃　情報開示の概要

当該届出に係る外国信託受益証券（外国信託社債券）に係る信託の設定及び運営が行われている国における監督官庁、受益者に対する開示（公告を含む。）及び発行要項等に定められている情報開示について、その内容、方法、頻度等について記載すること。

⒄　財務書類

ａ　財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等（公認会計士法第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。⑵ｂにおいて同じ。）から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第３条第１項に規定する監査報告書をいう。以下ａ及び⑵ｂにおいて同じ。）又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（日本語による翻訳文を含む。⑵ｂにおいて同じ。）を該当する財務書類に添付すること。

ｂ　以下の「記載上の注意」によりがたいやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。

ｃ　最近２計算期間（第23条に定める期間をいう。⒅及び⒆ａにおいて同じ。）において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。

ｄ　財務書類は、財務諸表等規則第131条第５項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

⒅　貸借対照表

最近２計算期間（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。⒆ａにおいて同じ。）に係る貸借対照表について記載すること。

⒆　損益計算書

ａ　最近２計算期間に係る損益計算書について記載すること。

ｂ　記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。

⒇　証券の上場等に関する事項

当該届出に係る外国信託受益証券（外国信託社債券）が金融商品取引所に上場されている場合又は特定の金融機関若しくは金融商品取引業者等が当該有価証券の値付けを行っている場合には、当該金融商品取引所又は当該金融機関若しくは金融商品取引業者等の名称、売買価額の公表の方法、公表頻度及び公表場所を記載すること。

(21)　課税上の取扱い

利息金、売上代金等について課税上の取扱いについて記載すること。

(22)　為替管理上の取扱い

利息金、償還金、売却代金等の送付についての為替管理上の取扱いについて記載すること。

(23)　本邦における代理人

本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該届出に係る外国信託受益証券（外国信託社債券）の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人（第９条第１項の規定により当該発行者を代理する権限を有する者をいう。）との関係について記載すること。

(24)　裁判管轄等

当該届出に係る外国信託受益証券（外国信託社債券）に関する訴訟について、管轄権を有する裁判所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。

(25)　その他

ａ　当該募集又は売出しに係る目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。

ｂ　当該届出に係る外国信託受益証券（外国信託社債券）の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。

(26)　受託者の概況

ａ　有価証券届出書提出日の直近日現在の受託者の資本金の額並びに受託者が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。

なお、最近５年間における資本金の額の増減についても併せて記載すること。

ｂ　受託者の機構について記載すること。なお、受託者が信託財産の投資運用を行う場合、その意思決定機構については、特に詳細に記載すること。

(27)　経理の状況

ａ　受託者の最近２事業年度（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近事業年度）における財務書類について記載すること。

ｂ　財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するものを該当する財務書類に添付すること。